

令和4年度第59回原子力規制委員会議題2
 「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可
 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
 ー使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等ー」の資料修正

令和5年1月25日
 原子力規制庁

1. 趣旨

令和4年12月21日の第59回原子力規制委員会において決定した関西電力株式会社高浜発電所1号及び2号の設置変更許可(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)に関する審査書(以下「審査書」という。)並びに審査書意見募集版からの見え消しについて、誤記があったので、2. 正誤表のとおり、修正手続きを取りたい。

なお、誤りの内容は、規制要求の内容に係る引用の誤り等の明確な誤記であり、審査の結果には影響がないものである。

2. 正誤表 ※修正箇所は枠付

該当箇所	(誤)	(正)
別紙4添付 審査書 修正案 IV 1.(1)① ※規制要求 の内容に係 る引用の誤 りを修正	また、第54条等解釈では、「貯蔵槽内燃料体等 ^{を冷却し、放射線を遮蔽し} 、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。	また、第54条等解釈では、「貯蔵槽内燃料体等 ^{の著しい損傷の進行を緩和し} 、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。
参考資料1 審査書意見 募集版から の見え消し IV 1.(1)① ※誤記の削 除	また、第54条等解釈では、 大量の水の漏えいその他の要因による水位の異常な低下に対する 「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する 措置を行うための 設備及び手順等と することを要求 している。	また、第54条等解釈では、 大量の水の漏えいその他の要因による水位の異常な低下に対する 「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等と することを要求 している。

修正後の資料は参考資料参照。

主的な対応により重大事故等への対処をより確実に実施する方針であるかを確認した。

(1) 規制要求に対する設備及び手順等

① 規制要求

第54条等の第1項は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失（以下「想定事故1」という。）し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因（以下「想定事故2」という。）により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

また、設置許可基準規則解釈第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11項の解釈（以下「第54条等解釈」という。）では、第54条等における「想定事故1」又は「想定事故2」に対する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。

イ) 可搬型代替注水設備（注水ライン、ポンプ等）及びその手順等。

第54条等の第2項は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

また、第54条等解釈では、「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。

ロ) 可搬型スプレー設備（スプレーヘッド、スプレーライン、ポンプ等）及びその手順等。

ハ) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備及びその手順等。

さらに、第54条等解釈では、第54条等の第1項及び第2項の設備及び手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視のための以下の設備及び手順等を整備することを要求している。

ニ) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率を計測するための設備及びその手順等。

主的な対応により重大事故等への対処をより確実に実施する方針であるかを確認した。

(1) 規制要求に対する設備及び手順等

① 規制要求

第54条等の第1項は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失（以下「想定事故1」という。）し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因（以下「想定事故2」という。）により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

また、設置許可基準規則解釈第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11項の解釈（以下「第54条等解釈」という。）では、第54条等における「想定事故1」又は「想定事故2」に対する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。

イ) 可搬型代替注水設備（注水ライン、ポンプ等）及びその手順等。

また、第54条等の第2項は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

第54条等における「想定事故1」又は「想定事故2」に対する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等としている。

イ) 可搬型代替注水設備（注水ライン、ポンプ等）及びその手順等。

また、第54条等解釈では、大量の水の漏えいその他の要因による水位の異常な低下に対する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。

ロ) 可搬型スプレイ設備（スプレイヘッド、スプレイライン、ポンプ等）及びその手順等。